



平成 22 年 6 月 4 日

各 位

東京美装興業株式会社
代表取締役社長 八木 秀記
(コード 9 6 1 5 東証 市場第二部)
問い合わせ先
常務取締役 高橋 幸夫
TEL 0 3 - 5 3 2 2 - 2 7 2 1
(<http://www.tokyo-biso.co.jp>)

親会社、主要株主である筆頭株主、主要株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ

今般、平成 22 年 6 月 10 日付で、当社の親会社、主要株主である筆頭株主、主要株主及びその他の関係会社に異動がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 異動に至った経緯

ティービーホールディングス株式会社(以下「ティービーホールディングス」といいます。)は、平成 22 年 4 月 16 日に当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)を行う旨を公表いたしました。

本公開買付けは、平成 22 年 4 月 19 日から平成 22 年 6 月 3 日まで実施され、当社は、本日、ティービーホールディングスより、本公開買付けの結果について、当社の普通株式 14,786,573 株の応募があった旨の報告を受けました。

この結果、平成 22 年 6 月 10 日(本公開買付けの決済開始日)付でティービーホールディングスの当社の総株主の議決権に対する所有割合が 50%超となり、ティービーホールディングスは、新たに当社の親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなります。

また、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社であるセコム株式会社(以下「セコム」といいます)は、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなります。

さらに、当社の主要株主である八木秀記氏は、その所有する全ての当社普通株式について本公開買付けに応募した結果、当社の主要株主に該当しないこととなります。

なお、本公開買付けの結果等の詳細につきましては、本日、別途開示しております「ティービーホールディングス株式会社による当社普通株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」をご参照ください。

2. 親会社及び主要株主である筆頭株主等の概要

(1) 新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主の概要

① 名 称	ティービーホールディングス株式会社	
② 所在地	東京都千代田区丸の内一丁目 11 番 1 号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 八木 秀記	
④ 事業内容	(1) 株式保有による事業活動の支配管理 (2) 前号に付随関連する一切の事業	
⑤ 資本金	301,000 千円 (平成 22 年 6 月 4 日現在)	
⑥ 設立年月日	平成 22 年 3 月 26 日	
⑦ 上場取引所	非上場	
⑧ 純資産	601,000 千円 (平成 22 年 6 月 4 日現在)	
⑨ 総資産	601,000 千円 (平成 22 年 6 月 4 日現在)	
⑩ 大株主及び持株比率	八木 秀記 100%	
⑪ 当社との関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	ティービーホールディングスの代表取締役である八木秀記氏は当社の代表取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。

(2) 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなる株主の概要

① 名 称	セコム株式会社
② 所在地	東京都渋谷区神宮前一丁目 5 番 1 号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役 前田 修司
④ 事業内容	(1) セキュリティサービス事業 (2) メディカルサービス事業 (3) 保険事業 (4) 情報・通信その他の事業 (5) 上記に付帯関連する一切の業務
⑤ 資本金	66,377,000 千円 (平成 22 年 3 月 31 日現在)
⑥ 設立年月日	昭和 37 年 7 月 7 日
⑦ 上場取引所	東京証券取引所第一部、大阪証券取引所第一部
⑧ 連結純資産	625,153,000 千円 (平成 22 年 3 月 31 日現在)

⑨ 連結総資産	1,081,679,000 千円（平成 22 年 3 月 31 日現在）	
⑩ 大株主及び持株比率	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー（（常代）香港上海銀行東京支店）	6.37%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5.71%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.69%
	野村信託銀行株式会社（信託口 2052098）	2.63%
	飯田 亮	1.85%
	野村信託銀行株式会社（信託口 2052088）	1.77%
	財団法人セコム科学技術振興財団	1.72%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー505225 （（常代）株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部）	1.50%
	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	1.37%
	戸田 壽一 （平成 22 年 2 月 12 日現在）	1.35%
⑪ 当社との関係	資本関係	セコムは、当社普通株式を 5,585,150 株（総株主の議決権の数に対する割合：約 36.78%）を保有しております。
	人的関係	当社の取締役である中田政信氏及び小松崎常夫氏は、セコムからの派遣取締役であります。
	取引関係	当社は、セコムとの間で相互に業務委託を行っております。

（注 1）持株比率については、小数点以下第 3 位を四捨五入しております。

（注 2）上記各信託銀行の持株比率は、信託業務に係る株式の持株比率であります。

（注 3）大株主及び持株比率については、セコムが平成 21 年 11 月 13 日付で提出した第 49 期第 2 四半期報告書及び平成 22 年 2 月 12 日付で提出した第 49 期第 3 四半期報告書に基づき記載しております。

（3）主要株主に該当しないこととなる株主の概要

① 氏名	八木 秀記（当社代表取締役）
② 住所	東京都大田区

3. 異動前後における当該株主等の所有議決権数、所有株式数及び総株主の議決権の数に対する割合

（1）新たに親会社及び主要株主である筆頭株主に該当することとなる株主
ティービーホールディングス株式会社

	所有議決権数	所有株式数	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	0 個	0 株	0.00%	—
異動後	14,786 個	14,786,573 株	97.37%	1 位

(2) 主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社に該当しないこととなる株主

セコム株式会社

	所有議決権数	所有株式数	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	5,585 個	5,585,150 株	36.78%	1 位
異動後	0 個	0 個	0.00%	—

(3) 主要株主に該当しないこととなる株主

八木 秀記

	所有議決権数	所有株式数	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異動前	3,109 個	3,109,935 株	20.47%	2 位
異動後	0 個 (14,786 個)	0 株 (14,786,573 株)	0.00% (97.37%)	—

(注1)「総株主の議決権の数に対する割合」の計算においては、平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数である15,186個を分母として計算しており、議決権のない株式として、同日現在の発行済株式総数15,475,610株から、自己株式207,208株及び単元未満株式82,402株(ただし、自己株式である単元未満株式は除きます。)の合計289,610株を控除しております。

(注2)「総株主の議決権の数に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(注3)「所有議決権数」、「所有株式数」及び「総株主の議決権の数に対する割合」については、いずれも当該株主が直接に所有する株式数をもとに記載しております。なお、(3)八木秀記(異動後)に関しましては、直接所有分と併せて、間接所有分を括弧書きで記載しております。

4. 異動予定年月日

平成22年6月10日(本公開買付けの決済開始日)

5. 今後の見通し

当社の平成22年4月16日付プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、ティービーホールディングスは、本公開買付けにより当社の発行済株式(自己株式を除きます。)の全てを取得できなかったことから、以下の方法により、当社の発行済株式の全てを取得することを企図しているとのことです。

具体的には、ティービーホールディングスは、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款の一部変更を行うこと、②当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款の一部変更を行うこと、及び③当社の当該株式の全部(自己株式を除きます。)の取得と引換えに別個の種類の本社の株式を交付することのそれぞれを付議議案に含む株主総会(以下「本株主総会」といいます。)の開催を当社に要請する予定です。

また、本株主総会にて上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付される当社の普通株式を所有する株主を構

成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の決議が必要となるため、ティービーホールディングスは、当社に対し、本株主総会の開催日と同日を開催日とする本種類株主総会の開催を要請する予定です。

本公開買付けが成立し本株主総会及び本種類株主総会上記各議案が上程された場合、ティービーホールディングスは、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全て（自己株式を除きます。）が当社に取得されることとなり、当社の株主（当社を除きます。）には当該取得の対価として別個の種類当社の株式が交付されることとなりますが、当社の株主のうち交付されるべき当該別個の種類当社の株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する当該別個の種類当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されます。なお、当該端数の合計数に相当する当該別個の種類当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付されることになる金銭の額が、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の種類及び数は、本日現在において未定ですが、ティービーホールディングスは当社に対し、ティービーホールディングスが当社の発行済株式（自己株式を除きます。）の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかったティービーホールディングス以外の当社の株主に対し交付しなければならない当社の株式の数が1株に満たない端数となるよう決定することを要請する予定です。なお、ティービーホールディングスは、原則として、平成22年9月末日までに、当社をティービーホールディングスの完全子会社とするための施策を完了させることを予定しております。

上記②乃至③の手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、(i) 上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められており、また、(ii) 上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は、裁判所に対し、当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

また、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項を付し、当該株式を全て取得するのと引換えに別個の種類当社の株式を交付するという上記の方法については、関係法令についての当局の解釈、並びに本公開買付け後のティービーホールディングスの株式の保有状況及びティービーホールディングス以外の当社の株主による当社の株式の保有状況等により、それと概ね同等の効果を有する他の方法に変更する可能性があります。但し、その場合でも、本公開買付けに応募されなかったティービーホールディングス以外の当社の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当社の各株主に交付されることになる金銭の額についても、本公開買付価格に当該各株主が保有していた当社の普通株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定です。

ティービーホールディングスは、上記各手続の実行後に、ティービーホールディングスを消滅

会社とし、当社を存続会社とする吸収合併を行うことを予定しております。

なお、本プレスリリースは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。

また、当社株式は、現在、東京証券取引所市場第二部に上場されていますが、ティービーホールディングスが上記の各手続を実行することとなった場合には、上場廃止基準に該当し、所定の手続きを経て上場廃止になります。上場廃止後は当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできなくなります。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無

今般の異動により、ティービーホールディングスが当社の開示対象となる非上場の親会社等に該当することになります。

以上